

行 政 局 經 費

安全・安心な社会の実現等

社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 知的財産権関係事件研究会（最高裁）

<要望要旨>

我が国の知的財産権に関する手続等の制度及び運用の在り方について，諸外国における知的財産権関係の法制度及び訴訟の運用と対比するなどしながら研究，討議する研究会を平成2年度から開催しており，そのための予算措置が認められてきた。

そこで，平成30年度においても，このための経費を要望する。

<開催計画>

開 催 地	会 期	研 究 会 員	備 考
最高裁判所	1 日	高裁裁判官 3	
		地裁裁判官 37	
		計 40	

明 細
書 頁

(2) 国際知財司法シンポジウム開催運営事業費 <要望要旨> 近年、世界的な流れとして、知的財産権を巡る競争や市場のボーダレス化、グローバル化が加速度的に進んでおり、我が国の裁判官は、諸外国の制度やその運用を十分に承知している必要に迫られている。 このような状況のもと、我が国が国際シンポジウムを主催することにより、我が国が関心を持つ論点を設定することが可能となり、さらに、その論点を議論するに相応しい国を招へいすることが可能となる。その結果、我が国の知的財産事件を担当する裁判官は、国民から期待される国際的水準の紛争解決能力を効率的に得ることができる。また、同シンポジウムにおいて、我が国の裁判所の運用・判断を国際的に発信することで、我が国における紛争解決に関する予見可能性を高めることができる。 平成30年度は、特許庁と合同で、欧米諸国の中でも特に知財制度が発展し、内国企業の関心が高い米英独仏の担当者、具体的には、知的財産権関係事件を担当する裁判官並びに米国特許商標庁及び欧州特許庁関係者合計6名を招へいし、裁判官による模擬裁判、特許庁関係者によるパネルディスカッションなどを行う国際シンポジウムを開催し、国内外に対する情報発信・世界の最新の情報を収集する機会を提供したい。これにより、我が国の知財司法の国際的プレゼンスがさらに高まる効果も期待できる。 これらの成果は、我が国の知財司法に対する国民の信頼を向上させることにつながるとともに、同シンポジウムは公開を予定しているため、当日傍聴する国内外の多数の法曹関係者、研究者や企業関係者等にとっても、世界の最先端の議論状況を把握することができる極めて有益な機会となる。 なお、内閣府の知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が策定した「知的財産推進計画2017」においても「知財司法に関する海外への情報発信の充実が引き続き期待」されていることから、我が国が国際シンポジウムを主催することは、この期待にも沿うものである。 以上の趣旨に鑑み、我が国において米英独仏を対象とした知財紛争に関する国際シンポジウムを開催するための経費を要望する。 <開催計画> （開催地） 東京都内 （日 程） 平成30年10月又は11月頃に2日間 （参加者） 日米英独仏5カ国の裁判官及び日米欧特許庁関係者 その他、国内外の法曹関係者・研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等の傍聴を予定している。	明 細 書 頁
--	--------------------

(3) 知的財産権外国文献翻訳 <要望要旨> 知的財産権に関する国内外の評価には、国際的な視野からの日本の制度及び運用についての批判も含まれている。それに対応するためには、諸外国の知的財産権に係る法制度及びその運用の実情や裁判例等を参照することが是非とも必要になってくる。ところが、変革が著しい知的財産権の分野において、現在問題とされる諸事項は、従来、議論されたことの無いものも多いことから、これらに関する外国文献は、翻訳されているものが非常に少なく、適時に制度、運用、裁判例等の内容を知るためには、原典から直接翻訳する必要がある。 そこで、必要な外国文献及び裁判例等を翻訳し、知的財産権関係事件研究会等において参考資料として用いるため、これに必要な経費を要望する。 <翻訳を必要とする枚数> 外国文献 250枚	明 細 書 頁
(4) 知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料 <要望要旨> 知的財産高等裁判所は海外でも注目されているところであり、外国の法曹関係者や記者、経済団体等の訪問を多く受けている。また、知的財産高等裁判所の裁判官は海外の会議等に積極的に参加している。 これらの来賓や会議参加者に対して、限られた時間の中で、効率的かつ正確に、知的財産高等裁判所の設立の趣旨や、日本の知的財産権に関する裁判制度について理解を得るためには、知的財産高等裁判所の設立の経緯や裁判制度の解説、知的財産権事件の統計等を記載した冊子を作成し、資料として提供することが求められるところである。 そこで、これらの来賓等を対象として、英語に翻訳した知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料を作成するための経費を要望する。 <翻訳を必要とする枚数> 50枚 <配布計画> 知財高裁 1,000部, 最高裁 400部	

(5) 知的財産高等裁判所等裁判例要旨等翻訳 <要望要旨> 平成17年に設立された知的財産高等裁判所は、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図ることを目的として設立され、同時に、我が国の知的財産権関係訴訟の内容等について、国内のみならず、海外に対し、積極的な情報発信を行うことが期待されている。 これを受けて、同年から同裁判所ウェブサイトの稼働を開始し、日本語のみならず、英語、フランス語、ドイツ語、中国語及び韓国語により広く国内外に情報発信を行ってきた。特に、英語のウェブページでは、裁判例を広く全世界に公開するため、知的財産に関する裁判例を紹介するデータベース及びコンテンツを設けて、裁判例の要旨を中心に英訳して発信してきたところであるが、内閣府の知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画2017」においても、主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する海外への情報発信の充実が引き続き期待されており、この期待に応えるため、英訳した裁判例要旨を発信するとともに、重要で先例的価値の高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）の英訳発信を今後も継続する必要がある。 そこで、知的財産権事件の判決の要旨及び重要で先例的価値が高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）を英訳するための経費を要望する。 <必要とする枚数> 知的財産高等裁判所等裁判例要旨 700枚、知的財産高等裁判所等裁判例（全文及び重要部分） 2,300枚	明 細 書 頁
--	--------------------

(6) 行政事件関係等専門図書 ＜要望要旨＞ 行政事件、労働事件及び労働関係行政事件は、一般の訴訟事件に比べると、そのいずれもが特殊な法分野を対象とするものである一方、多くの事件が市民の生活環境や生活状況など、日常生活に直結する問題をはらんでいるため、世間の注目を集めることが多い分野でもある。よって、裁判所としては、その判断内容が社会に与える影響にかんがみ、特に慎重な審理が必要となる。 また、上記の分野に属する事件は、都市計画に関するものなど、争点が専門的かつ複雑であるものや、生活の本拠をめぐる課税処分の相当性の有無が問題となるような、従来予想されなかったもの、また、いわゆる高齢者継続雇用問題や、非正規労働者雇止め問題、業務に起因する精神疾患に関する問題等、社会情勢やライフスタイルの変化に伴って生じる新たな論点が含まれるものなど、多様な様相を呈している。 これらの状況を踏まえれば、常に最新の各種専門図書を整備し、随時参照することができるようにしておくことは、適正な裁判実現のために欠かすことができない。 そこで、これらの分野の専門図書を整備するための経費を要望する。 (7) 知的財産権関係事件専門図書 ＜要望要旨＞ 知的財産権関係事件は、その処理のために専門的知見を要する事件であることから、事案に応じて裁判所調査官を活用している。知的財産権関係事件を担当する裁判所調査官は、個々の裁判官が有する既存の法的知識では賅いきれない特許・実用新案などを始めとする技術的事項に関する最先端の情報、知識を補うことを主たる役割としており、その職務を十全に果たすためには、関係する各分野における専門図書を随時参照し、技術情報を入手しておくことが不可欠である。 他方、裁判所調査官による調査等を踏まえて、その法的判断を下すのは裁判官であり、裁判官が当該分野の法知識を習得しておくことは必須であるといえる。そのため、裁判官が絶えず当該分野における最新の法的論点、法的問題を参照し、理解できる環境整備を図ることが必要である。 そこで、これらの専門図書を整備するための経費を要望する。	明 細 書 頁
--	--------------------

(8) 行政訴訟事件執務資料

<要望要旨>

行政訴訟事件は、一般の訴訟事件に比べると特殊な法分野を対象とするものであり、また、社会情勢の変化とこれに伴う行政作用の複雑多様化を反映して絶えず新しい問題点を含むものが提起されてくる。その処理に当たる裁判所としては、その都度、参考となる裁判例や文献を検索することが必要不可欠である。行政法の分野には膨大な量の法令が存在する上に、専ら判例や学説による解釈論に委ねられている部分が多いだけに、新しい判断を含む裁判例の出現や学説の生成、発展が目覚ましい。したがって、この種の事件の適正迅速な処理のためには、最新の裁判例や学説等を取り入れたアップ・トゥ・デートな執務資料が常に担当裁判官に提供されることが是非とも必要となる。

そこで、行政訴訟事件について、裁判例、学説等を体系的に整理した執務資料を刊行（年1回）するための経費を要望する。

<配布計画>

区 分	最 高	高 等		地 方		予 備	計
		本 庁	支 部	本 庁	支 部		
配布部数	240	(8庁×9) 72	(7庁×2) 14	(50庁×5) 250	(203庁×1) 203	21	800

(9) 労働訴訟等手続案内リーフレット

<要望要旨>

近年の雇用形態の構造的変化に伴い、労働者としての地位の確認、残業代等の未払いをめぐる個別的労働紛争の増加が著しい。裁判所には、これら生活に直接打撃を与える労働紛争に直面した一般市民のために個別労働紛争を解決するための様々な手続があるが、その中から事案に応じた適切な解決手続を選択し、裁判所の手続を容易に利用できるようにするため、裁判所の手続や手続ごとの違い、選択する際のポイント等を教示した手続案内リーフレットを作成し、各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布することが必要である。

そこで、本リーフレットを作成するための経費を要望する。

<必要とする部数>

270,000部

(10) 労働関係民事・行政事件執務資料

<要望要旨>

労働関係事件は、一般の訴訟事件に比べると特殊な法分野を対象とするものであり、また、法制度の整備、労働関係の多様化、社会情勢の変化等に応じて絶えず新しい問題点を含むものが提起されてくる。その処理に当たる裁判所としては、その都度、参考となる裁判例や文献を検索することが必要不可欠である。この分野の法律問題について適切な文献や確立された学説は必ずしも多くないが、それだけに新しい判断を含む裁判例の出現や学説の生成、発展には著しいものがある。したがって、この種の事件の適正迅速な処理のためには、最新の裁判例や学説等を取り入れたアップ・トゥ・デートな執務資料が常に担当裁判官に提供されることが是非とも必要となる。

そこで、労働関係事件について、裁判例、学説等を体系的に整理した執務資料を刊行（年1回）するための経費を要望する。

<配布計画>

区 分	最 高	高 等		地 方		予 備	計
		本 庁	支 部	本 庁	支 部		
配布部数	240	(8庁×9) 72	(7庁×2) 14	(50庁×5) 250	(203庁×1) 203	21	800

	明細書
(11) 専門委員用パンフレット ＜要望要旨＞ 知的財産権関係事件は、対象となる技術分野が極めて広汎かつ多様な内容であり、また、特許権侵害の差止請求のような民事訴訟のほかに、知的財産権に関する審決取消請求事件のような特殊な事件も存在する。このため、専門委員が具体的にどのような関与を求められるのか、具体的な事件においてどのような説明をすればよいのか理解しにくい面がある。適切な専門委員を選任し、専門委員制度を有効に活用するためには、推薦母体となる各関係機関や選任される専門委員に、この点を事前に十分に理解してもらう必要がある。 そこで、一般の専門委員用パンフレットに加え、知的財産権関係事件に関し、これらの点を分かりやすく詳細に説明したパンフレットを作成するための経費を要望する。 ＜配布計画＞ 知財高裁 100部、 大阪地裁 50部 (12) 労働審判リーフレット ＜要望要旨＞ 労働審判手続の利用の促進を図るため、同手続を利用しようとする者を対象としたリーフレットを作成し、各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布する必要がある。 そこで、本リーフレットを作成するための経費を要望する。 ＜必要とする部数＞ 270,000部	

(13) 労働審判員用手引

<要望要旨>

労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、その資質の向上が求められるところ、特に労働審判事件においては、複雑多様化した労働法規の理解とともに、各分野についてこれまで蓄積されてきた判例法理に通暁することが不可欠であることから、労働審判員向けに労働関係法規の解説、事件類型ごとの主要な裁判例、参考文献等を掲載した執務資料を刊行する必要がある。

そこで、本手引を作成するための経費を要望する。

<配布計画>

区 分	最 高	地 方		労働審判員	計
		本 庁	支 部		
配布部数	3 2	(50庁×12) 600	(198庁×2) (5庁×10) 446	1,512	2,590

(14) 労働審判員推薦依頼パンフレット

<要望要旨>

労働審判制度を適正かつ円滑に進めるためには、労働審判員にふさわしい人材が適切に選任されることが不可欠であり、そのためには推薦母体となってもらい各関係機関を通じて人材の確保に努める必要がある。

そこで各関係機関に働きかけるに際して、労働審判手続の概要、労働審判員の役割や身分等を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、これを交付するのが極めて効果的であるので、その作成のための経費を要望する。

<必要とする部数>

5,000部

(15) 労働審判員研究会 <要望要旨> 労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、労働審判員の資質の向上が求められることから、労働審判員に対して、労働審判手続の流れ、労働審判員としての関与の在り方についての知識や、労働法規を始めとする法律的知識など、労働審判手続を円滑に進めるに当たって必要となる基本的な知識を付与するとともに、事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、これに適切に対処するために必要とされる労働審判員としての審判手続への関わり方についての手法を取得させ、労働審判員としての技術を向上させるなど、専門的知識、技能を付与するための機会を設ける必要がある。 そこで、本研究会を開催するための経費を要望する。 <開催計画> <table> <tr> <td>開催地</td> <td>地方裁判所本庁 50庁</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>労働審判員 1,512人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>裁判官 50人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民事首席書記官 50人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外部講師（大学教授等） 50人</td> </tr> </table>	開催地	地方裁判所本庁 50庁	参加者	労働審判員 1,512人		裁判官 50人		民事首席書記官 50人		外部講師（大学教授等） 50人	明 細 書 頁
開催地	地方裁判所本庁 50庁										
参加者	労働審判員 1,512人										
	裁判官 50人										
	民事首席書記官 50人										
	外部講師（大学教授等） 50人										

(16) 労働審判員研修会	明 細 書 頁
＜要望要旨＞ 労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、新たに任命された労働審判員（新任労働審判員）が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判手続やその運用の概要等を十分に理解しておくことが必要不可欠である。 新任労働審判員が既に実績を積んだ労働審判員とともに円滑な事件処理を行うためには、労働審判手続とその運用の概要、労働審判員に期待される役割、労働審判員としての心構え等につき、職務導入的な研修の機会を設ける必要がある。その際には、経験を積んだ労働審判員を招き、部総括裁判官と共に労働審判手続における労働審判員の関与の実情について説明することが有用と考えられる。 そこで、本研修会を開催するための経費を要望する。	
＜開催計画＞ 開催地 地方裁判所本庁 50庁 参加者 労働審判員 717人 裁判官 50人 民事首席書記官 50人 労働審判員（講師） 100人	

(17) 知的財産権関係事件研究会（高裁） ＜要望要旨＞ 知的財産権関係事件に関する専門的処理態勢を強化するためには、諸外国の知的財産権に関する法制度及びその運用の実情、企業における知的財産権の管理や知的財産権判決のとらえ方、あるいは、産業界のニーズなどの最新の情報を幅広く把握することが是非とも必要である。しかし、文献等によっては必ずしもこのような情報を十分に得ることができないため、知的財産権の研究者や企業で知的財産権の管理に携わっている者などを外部講師として招いて定期的に研究会を開催し、情報収集を行う必要がある。 そこで、このための経費を要望する。 ＜開催計画＞ （開催地） 知的財産高等裁判所、大阪高等裁判所 （出席者） 各高裁裁判官、同調査官及び同書記官並びに東京・大阪地裁裁判官、同調査官及び同書記官 （会期等） 会期1日 年6回（各高裁ごとに年3回）	明 細 書 頁
---	--------------------

(18) 専門委員セミナー

<要望要旨>

知的財産権関係事件について、裁判所の紛争処理機能の充実強化を求める声が高まっているところ、平成16年4月に導入された専門委員制度の活用は、知的財産権関係事件が極めて広汎な専門的分野に関する紛争の解決を求められることから、その処理の一層の適正、迅速化を実現するために最適の制度ということができる。

専門委員の活用による効果に寄せる期待は高いが、その手続への関与は、裁判所が「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため」に必要な範囲で許されるものであり、これを逸脱した説明は裁判官の心証に影響を及ぼすおそれ大きい。反面、この点を気にするあまり、必要な説明を控えてしまうようなこともあってはならない。加えて、知的財産権関係訴訟が取り扱う問題は、各分野の最先端のものであることが多く、必ずしも広く一般的に確立した知識に関するものではない上、ごく限られた特定の領域に関する問題が扱われることがほとんどである。そのため、他の事件よりも訴訟への関与の在り方においてデリケートな面があり、裁判の結果により左右される経済的利益も甚大であることから、専門委員は訴訟への関わり方について、十分な技術を備えている必要がある。

そのため、知的財産権関係事件に関与する専門委員に対して、一般の専門委員のための専門委員研修に加えて、できる限り数多くの知的財産権関係事件の実例に沿って、関与の在り方を検討・研究する専門委員セミナーを開催して、専門委員としての技能を向上させる必要がある。

そこで、本セミナーを開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地	会期	人 員					備考
		専門委員	裁判官	首席書記官	係員	計	
東京	1日 2回	50 (25)	1	1	1	106 (50)	括弧内は、 要旅費人員
大阪	1日	50 (25)	1	1	1	53 (25)	

(19) 知的財産権関係事件用プロジェクター

<要望要旨>

知的財産権関係事件の審理においては、問題となる特許発明等の内容、作用、効果、当該事件の対象となる物件の形状、構造、作動状況等について十分に理解することが不可欠であり、技術説明会や証拠調べ等において、技術内容を説明したり、技術的構成を比較対照するなどの作業が必要となる。裁判官や訴訟関係人らが説明内容等を正確に把握するためには、パソコンやVTRを接続したプロジェクターを利用し、スクリーンに資料を映写する方法が確実かつ効率的であり、迅速審理にも資する。

特に、パソコンと接続して利用すれば、スクリーンに映写した画像の一部分を拡大して表示したり、自由に柔軟な表示ができるので、分かりやすい説明が可能となり、技術内容や事実の正確な理解にも大きな効果が期待できる。こうしたことから、知財高裁の各部並びに東京地裁及び大阪地裁の各知財部に1台ずつ合計10台のプロジェクターを整備・更新したところであり、整備・更新年度の古いものについては、更に順次更新を行う必要がある。

そこで、平成30年度は、平成25年度に知財高裁に整備された1台について更新を行うための経費を要望する。

<整備計画>

知財高裁 1台

品 目	対 象 庁	整備台数						更新(予定)台数					
		21	22	23	24	25	計	26	27	28	29	30	計
知的財産権関係事件 用プロジェクター	知財高裁	1	2			1	4	1	2			1	4
	東京地裁	1		1	1		3	2		1	1		4
	大阪地裁			1	1		2			1	1		2
合 計		2	2	2	2	1	9	3	2	2	2	1	10

(20) 行政事件用プロジェクター ＜要望要旨＞ 行政事件は、行政機関の違法な行政処分を是正し、国民の救済を図ることを主たる目的とするものであるが、近時は、都市計画や土地区画整理のための事業認定等を争う訴訟、原発施設や産業廃棄物処理施設といった大規模施設を巡る訴訟など、多数の近隣住民等が原告となって提起され、行政機関の政策判断の当否そのものが問われる現代型訴訟ともいえるべき事件が増加している。 この種の訴訟では、裁判所の判断に対し強い社会的関心が寄せられる傾向が顕著であり、マスコミや地元住民を始めとする多数の関係者が傍聴することが通例となっている。また、原告が多数に及ぶため、当事者席に座りきれない当事者で傍聴席が満席となるような事件も多い。 他方、行政事件の審理は、一般に難解な法律問題や複雑な事実認定が求められ、事案の特質に応じ最新技術に関する知見等が必要となるところ、特に、前記の現代型訴訟においては、当事者が、現場の実情や複雑な専門的見解を解析した図面等を示すために、デジタル写真やデジタルビデオをCD化、DVD化した証拠の提出を希望することが一般化している。また、証人尋問でも、複雑な建築物等の構造や環境測定手法等を巡って、学者等のいわゆる専門家証人に対し、写真や図面等を示しながらの尋問が長時間にわたって行われることも珍しくない。 このような近時の行政事件の特色に対応しつつ、審理の適正迅速化を図り、高い関心を有する多数の傍聴人を含むすべての事件関係者にとって分かりやすく納得性の高い審理を実現するためには、法廷において、随時、プロジェクターを利用し、スクリーンに写真等を映写して証拠調べ等を行うことが不可欠である。そこで、行政事件の新受事件が特に多く、かつ、行政事件を専門的又は集中的に処理する部を設けている地裁に対しプロジェクターを整備する必要があるとして要求したところ、平成21年度は東京地裁に、平成22年度は大阪地裁に、平成23年度は名古屋地裁に、平成24年度は横浜地裁に、平成25年度は神戸地裁に、平成26年度はさいたま地裁に、平成27年度は千葉地裁に、平成29年度は京都地裁にプロジェクターを各1台整備するための経費が認められた。また、整備年度が古いものについては、順次更新を行う必要があり、平成28年度は平成21年度に整備された東京地裁に、平成29年度は平成22年度に整備された大阪地裁に、各1台更新を行うための経費が認められた。 そこで、平成30年度は、平成28年度から行政事件を集中的に処理する部を設けている福岡地裁にも東京地裁等と同様にプロジェクターを整備する必要性があり、これを整備するための経費を要求するとともに、整備年度の古い平成23年度に整備された名古屋地裁について更新を行うための経費を要望する。 ＜整備計画＞ 平成30年度 福岡地裁及び名古屋地裁 各1台	明 細 書 頁
---	--------------------

(21) 知的財産権関係事件用デジタルカメラ ＜要望要旨＞ 知的財産権関係事件の審理においては、問題となる特許発明等の内容、作用、効果、当該事件の対象となる物件の形状、構造、作動状況等について、裁判官のみならず関係当事者が共通の認識を醸成することが極めて重要であるところ、知的財産高等裁判所では、この共通認識を醸成するため、係争対象について、その内容や従前の主張・立証で不明瞭な点等について、裁判所及び当事者双方で議論する技術説明会を行っている。 技術説明会においては、当事者の説明等に際し、特許発明の実施品と被擬侵害品の実物について、単に見分するのみではなく、両者の特徴や差異が分かる角度から、同じ条件下で写真を撮影してスクリーンに投影し、対比するのがより有益である。その際には、物の形状を細部まで鮮明に撮影する必要があるとともに、全体像の撮影のみならず細かな部品の接写も必要となる。また、対比を目的としていることから、同一地点からの撮影も必要となる。 現在、知的財産高等裁判所には、庁舎管理用のデジタルカメラが整備されているが、同デジタルカメラは持ち運びを重視したハンディータイプであるため、技術説明会での使用に極めて難がある。 そこで、知的財産高等裁判所に上記技術説明会での撮影を円滑に行うためのデジタルカメラ及び付属品を整備するための経費を要望する。	明 細 書 頁
---	--------------------

経費積算内訳

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 諸 謝 金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)	1人 3時間 1回	7,900	61,718(51,267) 24(24)	
庁 費 (雑役務費)				39,870(29,919)	
	知的財産権外国文献翻訳	250枚	(3,780) 4,860		
	知的財産高等裁判所外国来賓用 説明資料翻訳	50枚	(7,128) 9,288	1,215(945) 464(356)	
	知的財産高等裁判所等裁判例要 旨等翻訳	3,000(2,100)枚	9,828	29,484(20,639)	
	国際知財司法シンポジウム開催 運営事業費	一式	(7,979,000) 8,707,316	8,707(7,979)	

明 細
書 頁

						明 細
						書 頁
項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
裁判資料整備費 (消耗品費)				21,824(21,324)		
				18,631(18,631)		
(印刷製本費)	行政事件関係等専門図書			12,217(12,217)		
	知的財産権関係事件専門図書			6,414(6,414)		
				3,193(2,693)		
	行政訴訟事件執務資料	800部	221.4 (2.12)	177(177)		
	労働訴訟等手続案内リーフレット	270,000部	1.944	525(572)		
	労働関係民事・行政事件執務資料	800部	221.4 (81.98)	177(177)		
	専門委員用パンフレット	150(700)部	313.2 (172.8)	47(57)		
	知的財産高等裁判所外国来賓用 説明資料	1,400(1,200)部	373.625 (2.12)	523(207)		
	労働審判リーフレット	270,000部	1.89 (297)	510(572)		
	労働審判員用手引	2,590部	432 (32.4)	1,119(769)		
	労働審判員推薦依頼パンフレット	5,000部	23.004	115(162)		

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 下級裁判所 諸 謝 金 (講師等謝金)	労働審判員研究会	50人 1時間 1回 (54)	7,900	6,908(6,855) 929(763) 395(395)	
	労働審判員研修会	100人 1時間 1回	3,600	360(194)	
	知的財産権関係事件研究会 (高裁)	1人 2時間 6回	9,700	116(116)	
	専門委員セミナー	1人 2時間 3回	9,700	58(58)	
職員旅費 (内国旅費)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)		(52,596)	1,865(1,977)	
	高裁裁判官	3人	49,814 (49,169)	149(158)	
	地裁裁判官	37人	46,366	1,716(1,819)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	専門委員セミナー	25人 3回	(33,100) 30,500	2,288(2,483)	

						明 細
						書 頁
項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
庁 費				276 (211)		
(会議費)	専門委員セミナー	51人 1日 3回	108.9	17 (17)		
	労働審判員研究会	1,562人 1回	108.9	170 (170)		
	労働審判員研修会	817(220)人 1回	108.9	89 (24)		
法廷等器具整備費				1,550 (1,421)		
(備品費)	知的財産権関係事件用プロジェク ター	1(2)台	(410,724) 536,112 (299,808)	536 (821)		
	行政事件用プロジェクター	2台	340,740	681 (600)		
	知的財産権関係事件用デジタルカ メラ	一式	332,640	333 (0)		

家庭局經費

安全・安心な社会の実現等

裁判員制度の運営等の充実

少年犯罪被害者用リーフレット

<要望要旨>

平成13年4月の改正少年法の施行に伴い、被害者への配慮として、意見聴取、審判結果通知及び記録の閲覧謄写の各制度が導入され、さらに、平成20年12月施行の改正少年法において、被害者等の審判傍聴制度及び被害者等に対する審判状況の説明制度が導入された。

ところで、犯罪被害者等基本法18条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、平成28年4月に、同月から平成32年度末までを計画期間として策定された第3次犯罪被害者等基本計画では、「少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底」及び「少年審判の傍聴制度の周知徹底」が施策として取り上げられている。

犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。

少年事件に関する被害者配慮制度については、これまでも各家庭裁判所において周知徹底を図っているところであるが、実際に被害に遭った被害者等は、被害者配慮の諸制度を知らない者が多く、同制度の利用を希望する被害者等が利用機会を逸しないようにするため、同制度の存在及び利用方法を簡明に説明したリーフレットを、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。

よって、本リーフレット作成のための経費を要望する。

明 細

書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	少年犯罪被害者用リーフ レット	(63,750部) 56,910部	(3.960) 2.618	149 (252)	

明 細
書 頁

少子高齢化等を受けて増加する家庭事件への対応の充実

(1) 家庭事件担当裁判官等協議会（少年関係）

<要望要旨>

家庭事件の適正な運営を図るため、具体的事例の集積を踏まえて、運用上の問題点や解釈上の疑義などについて、高裁単位で実務レベルの検討、協議を行ってきた。

少年事件に関しては、事件数は減少しているものの、社会の耳目を引く凶悪・重大な事件（殺人、傷害致死など）や「いじめ」が背景にある暴行事件に対する注目度は依然として高い上、少年の再非行率は高い水準にある。また、平成12年、19年、20年及び26年の各改正少年法により、事実認定手続の一層の適正化や被害者に対する配慮の充実が図られているほか、平成27年6月には、社会貢献活動を保護観察の特別遵守事項の類型に加える改正更生保護法、少年院の種類や処遇課程等を見直すなどした新少年院法及び少年鑑別所業務の法的基盤を整備した少年鑑別所法などが施行され、平成28年12月には、少年審判規則の一部を改正する規則が施行されて付添人による記録等の閲覧に関する措置の制度等が創設されていることから、これらを踏まえて、少年審判の在り方などについて、裁判官が、他職種（家庭裁判所調査官及び書記官）との連携を図りながら改めて検討することが不可欠となっている。

そこで、この協議会の開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	高裁		
日 程	1 日		
出 席 者	家裁裁判官	50人	（うち要旅費人員 42人）
	家裁調査官	50人	（うち要旅費人員 42人）
	家裁書記官	50人	（うち要旅費人員 42人）
	高裁裁判官	8人	
	最高裁局課長	8人	（うち要旅費人員 7人）
	最高裁事務官	8人	（うち要旅費人員 7人）
	計	174人	

明 細
書 頁

(2) 家庭事件担当裁判官等協議会（家事関係）

<要望要旨>

家事事件の新受件数は、年々増加を続けており、内容についても、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等を反映して、複雑かつ困難化している。

このような背景を踏まえて、家事事件については、裁判官、書記官及び家裁調査官の3職種が、家事事件を適正かつ迅速に処理するために、各職種が果たすべき役割を個別に議論するだけでなく、各職種間でその議論を共有した上、職種間連携の在り方や今後の課題等について、多角的に検討を続けていくことが必要かつ有益である。

そこで、先に開催される家事事件担当裁判官協議会の協議結果を踏まえ、3職種の連携という観点から、家事事件の適正かつ迅速な処理に向けた課題と方策について、各高等裁判所において、家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官が意見交換し、十分な協議を行うために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 高裁（8庁）

日 程 1日

出席者	家裁裁判官	50人	（うち要旅費人員 42人）
	家裁調査官	50人	（うち要旅費人員 42人）
	家裁書記官	50人	（うち要旅費人員 42人）
	最高裁局課長	16人	（うち要旅費人員 14人）
	最高裁事務官	28人	（うち要旅費人員 21人）
	計	194人	

明 細

書 頁

(3) 高裁別後見関係事件事務打合せ

<要望要旨>

成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が今後の施策の目標として掲げられているところであり、今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには、この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。

先に最高裁で開催される後見関係事件事務打合せの結果を受け、その後の管内家裁における取組状況や課題を把握し、相互に情報を共有することは、施策に関する取組の方策等の検討のためには不可欠である。

そこで、この事務打合せの開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 高裁

日 程 1日

出席者	家裁裁判官	50人（うち要旅費人員 42人）
	家裁書記官	100人（うち要旅費人員 84人）
	最高裁局課長	8人（うち要旅費人員 7人）
	最高裁事務官	8人（うち要旅費人員 7人）
	計	166人

明 細

書 頁

(4) 少年院の運営改善等に伴う少年院視察 <要望要旨> 平成13年4月から施行された改正少年法において、懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳に満たない少年については、16歳に達するまでの間、少年院においてその刑を執行することができることとなっており、また、14歳未満の少年に対する少年院送致が可能となる少年法等の改正法も平成19年11月に施行され、年少少年に対する処遇プログラム等が開始された。 さらに、平成27年6月に施行された新少年院法によって、①再非行防止に向けた処遇の充実強化、②在院者の権利義務・職員の権限の明確化、③施設運営の透明性の確保など、基本的な処遇制度が抜本的に見直された。 このような情勢を踏まえると、法施行後の少年院の処遇の実情等について、処遇の現場において情報を収集し、法務省との処遇改善の協議のための資料にするとともに、適正な処遇選択のための資料として各家庭裁判所に提供するため、主に以下の矯正教育課程を実施する少年院や、行刑施設としての少年院を最高裁家庭局の局課長及び事務官が順次、視察することが必要である。 そこで、この視察に要する経費を要望する。 主な矯正教育課程の内容 1 短期社会適応課程 2 社会適応課程 3 支援教育課程 <視察計画> <table border="0"> <tr> <td>視察者</td> <td>最高裁家庭局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>局課長 1人×2少年院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務官 1人×2少年院</td> </tr> </table>	視察者	最高裁家庭局		局課長 1人×2少年院		事務官 1人×2少年院	明 細 書 頁
視察者	最高裁家庭局						
	局課長 1人×2少年院						
	事務官 1人×2少年院						

(5) 調停運営協議会（高裁別）

<要望要旨>

調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さんに努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。

指導的立場にある調停委員が高裁管内ごとに一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の家事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。

そこで、本協議会を開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	高裁		
日 程	1 日		
出席者	家事調停委員	1 6 0 人	(うち要旅費人員 1 2 0 人)
	裁 判 官	2 5 人	
	最高裁参列員	8 人	(うち要旅費人員 6 人)
	係 官	1 2 人	
	計	2 0 5 人	

明 細
書 頁

(6) 家事調停委員推薦依頼用パンフレット ＜要望要旨＞ 家事調停委員としてふさわしい者を多数選任するためには、地方公共団体、弁護士会、医師会、大学、その他適当な団体等のできるだけ広い範囲から適任者の推薦を求める必要がある。このような各種団体等に家事調停委員として適任と思われる者を責任を持って推薦してもらうためには、各種団体及び推薦者に調停制度の目的や機能、家事調停委員の果たすべき役割などについて十分に理解してもらうことが必要である。 また、調停制度は、国民が司法へ参加する制度の一つとして位置付けられており、幅広く国民各層から適任者を得る見地から、多様な人材を確保するための方策を講じるべきである。 そこで、家事調停委員推薦依頼用パンフレットを作成し、各種団体などに配布し、あるいは今後家事調停委員になろうとする者に配布することにより、調停制度や家事調停委員に対する理解を深めてもらい、多様な分野からの人材確保に役立てるため、このパンフレットを作成するための経費を要望する。	明 細 書 頁
---	-----------------------

(7) 家庭規則制定諮問委員会

<要望要旨>

家庭規則制定諮問委員会は、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和22年最高裁判所規則第8号）に基づいて設置され、家事審判、家事調停、人事訴訟及び少年審判に関連する規則の制定に関する必要な事項を調査審議することを目的としている。同委員会の委員及び幹事は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員又は学識経験者から任命され、規則改正のための準備的な調査審議を行った上で規則案に対する建議を行うことになる。

そこで、本委員会の開催に要する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 最高裁

日 程 1日、年3回

出席者 委員及び幹事 各25人（うち要手当人員 17人）

<委員会の構成>

委 員			幹 事			合 計
官	民	計	官	民	計	50人
15人	10人	25人	18人	7人	25人	

明 細

書 頁

(8) 科学調査用図書整備費	明 細
<要望要旨>	書 頁
家庭裁判所における家事事件、人事訴訟事件及び少年事件の調査は、医学、心理学、社会学などの行動科学等の専門的知識及び技法を活用することが法規上要請されており、この科学的調査の中核として家裁調査官等が活動している。 最近では、家事事件及び人事訴訟事件の当事者並びに少年事件の非行少年の中に、社会生活の急激な変化や人間関係の複雑化によって、心理的葛藤、神経症傾向、精神障害等を有する者や、家庭内で暴力や虐待などを繰り返す者などが増加しており、紛争の要因や非行の動機を理解することが難しい事件が多くなっている。紛争や非行のメカニズムを分析し、問題解決のための方策を見出すために、家裁調査官等による行動科学の専門的知識及び技法を活用する必要性がこれまで以上に高まっている。 医学、心理学、社会学などの行動科学等の進歩には、目覚ましいものがあり、家裁調査官等がその専門的知識や技法を身につけるために最新の研究、調査、学説、技法等を把握することが不可欠である。 そこで、行動科学に関する最新の刊行物を定期的に購入し、整備するための経費を要望する。	
(9) 家庭裁判所事務室用図書	
<要望要旨>	
家庭裁判所における家事審判及び家事調停に関する事件の手続を定めた基本法である家事審判法（昭和22年法律第152号）を全面的に見直した家事事件手続法が、平成25年1月から施行された。同法では、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充し、より利用しやすくするための手続が新設された。また、平成26年4月には、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行され、子の返還申立事件等が東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で扱われるようになった。さらに、平成26年5月及び6月には少年法の一部を改正する法律が施行され、平成27年6月には、新少年院法及び少年鑑別所法が施行された。これら法改正や新法の施行に伴い、家庭裁判所の事件の審理に大きな影響が及ぶことから、新たな手続を理解し、新設された制度の円滑な運用に役立てるためには、同法に関する注釈書等により、同法が規定する条文の趣旨や改正事項の理解をより一層深める必要がある。 そこで、裁判官、家裁調査官及び裁判所書記官が執務に利用するための図書経費を要望する。	
<整備計画>	
家庭裁判所の本庁、支部及び出張所の合計330庁に整備する。	

(10) 市街地戸別地図（調査用） ＜要望要旨＞ 家裁調査官による調査方法の一つとして、現地に出向いて調査する現地調査があり、この現地調査によらなければ十分な調査を行えない場合が極めて多い。現地調査に際しては、家庭事件の特殊性から秘密保持に特に留意することが要望されるため、近隣の人に住居を聞くことはできず、当事者や関係人宅を家裁調査官が事前に十分確認した上で調査しなければならない。 居住先確認作業を正確かつ効率的に行うためには、居住者が掲載されているほか、一般の地図には掲載されていないような詳細な情報（現地の状況や行程、順路、戸別等）が明示された市街地ごとの戸別地図が必要不可欠である。 そこで、この地図を各家庭裁判所（本庁及び家裁調査官配置支部）に備え付け、定期的に更新する必要があるため、そのための経費を要望する。 ＜整備内訳＞ 40庁（家裁本庁及び支部）について整備する。 (11) 地価評価用図書 ＜要望要旨＞ 遺産分割関係事件において、最も争点となりやすいのが、遺産（特に土地）の評価をめぐる問題である。 土地の評価額をめぐる争いについて公正な解決を図るという観点からは、不動産鑑定士の鑑定により客観的な評価額を確定することが望ましい。しかし、現実の事件処理においては、鑑定には高額のコストや相当の時間を要することから、相続人の中に鑑定に消極的な者がいて、鑑定による土地の評価ができないこともあるし、むしろ、鑑定を行うよりは、調停委員会に妥当と思われる評価額を提示してもらい、それに従って遺産を分割することを全相続人が求めることも少なくない。このような事情から、調停委員会としては、鑑定によらず、妥当な評価額を算出して提示する必要がある場合が多い。 そこで、金融機関、不動産会社、不動産鑑定士等において不動産評価に利用される地価評価資料を各家庭裁判所の本庁50庁に毎年配布する必要があるため、そのための経費を要望する。	明 細 書 頁
--	--------------------

(12) 家事調停委員用備付図書 <要望要旨> 家事調停事件を適正迅速に処理するためには，家庭内の紛争に関連する法改正を踏まえた最新の法律知識とともに，変動する現代社会の状況や価値観の変化を的確に把握し，新たに生起する各種の紛争に適切に対処できるだけの知識及び能力が不可欠である。 家事調停事件の処理については，家庭局がこれまでに刊行した家事調停関係法規に関する各種資料や過去の審判例が参考になるが，複雑困難な事件の処理に当たってはこれらの資料だけでなく，学者や実務家が執筆した家事調停関係法規の注釈書等を利用することが有益である。 また，紛争の背景や当事者の真意を理解し，適切に調停運営を行うためには，心理学や調停技法に関する書籍を利用して，家事調停委員自身の知識を深める必要がある。 そこで，家事調停委員が事件の質の変化，多様性に対応した適切な事件処理を行う際の参考とするとともに，家事調停委員の執務能力の向上を図るために，調停委員室等に執務に必要な図書を整備することが必要であり，このための経費を要望する。 <整備内訳> 家裁本庁５０庁，支部２０３庁の合計２５３庁に整備する。	明 細 書 頁
---	-----------------------

(13) 後見及び後見監督の事務手続案内リーフレット（後見人及び後見監督人用） <要望要旨> 成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、成年後見制度の利用者は今後も増加することが見込まれている。 このリーフレットは、家庭裁判所の家事手続案内において成年後見制度の概要や手続の流れについて、簡潔かつ分かりやすい説明を行うための資料として活用しているほか、「憲法週間」や「法の日週間」における成年後見制度の説明会等の広報行事における配布、庁舎内の待合室等への備置き、家庭裁判所管内の市区町村に設置されている地域包括支援センターやその他の関係機関への備置きなど、広く成年後見制度の概要を周知するために利用されている。 そこで、このリーフレットを作成するための経費を要望する。	<table> <tr> <td data-bbox="1964 163 2089 341">明 細 書 頁</td><td data-bbox="1964 341 2089 1364"></td></tr> </table>	明 細 書 頁	
明 細 書 頁			

(14) 家庭裁判所パンフレット・リーフレット（利用案内用）	明 細
<要望要旨>	書 頁
家庭裁判所で取り扱う家事事件及び少年事件は、家庭内の紛争の解決や非行があった少年の更生を目的としているため、原則として非公開の手続で行われるなど、民事事件及び刑事事件とは大きく異なる特徴を有する。また、家事事件及び人事訴訟事件については、専門的知識を持たない本人自らが手続を行うことが多い。よって、これらの手続を十分に理解してもらい、家庭裁判所をより利用しやすくするとともに、手続を円滑に進めるためには、手続教示サービス等の充実を図ることが要請される。	
そこで、	
① 関係機関（福祉事務所、児童相談所、弁護士会等）の利用者の中には、家庭裁判所を利用することを考えている者が多数含まれていることから、これらの機関から利用者に適切な家庭裁判所の案内を行ってもらうためにも、また、事件処理上密接な連携関係を保つ必要のある学校や福祉機関等の関係機関の職員等に対して家庭裁判所の所管事項や機能を理解してもらうためにも、家庭裁判所で取り扱う事件や組織態勢、役割を分かりやすく説明したパンフレットを作成、配布する必要がある。	
よって、家庭裁判所パンフレットの刊行に要する経費を要望する。	
② 家庭裁判所では、100種類以上の事件から成る家事事件を扱っていることから、事件によって異なる管轄家庭裁判所、調停・審判・訴訟の手続、申立てに必要な書類、費用などを分かりやすく説明したリーフレットが必要不可欠である。また、こうしたリーフレットを広く配布して当事者等の便宜を図るため、家庭裁判所だけでなく、関係機関（地方公共団体、警察、弁護士会等）にも配布して窓口に備え置いてもらい、来庁者等への説明に活用できるようにする必要がある。	
よって、家庭裁判所リーフレットの刊行に要する経費を要望する。	

(15) 人事訴訟手続説明用リーフレット	明 細
<要望要旨>	書 頁
平成16年4月に人事訴訟法が施行されたことにより、家庭裁判所において、人事訴訟事件を扱うこととなった。 家庭裁判所の利用者は、調停手続よりも厳格な訴訟手続に精通しない本人が多いことから、人事訴訟手続を分かりやすく説明し、利用しやすいものとするために、同手続説明用のリーフレットを作成し、活用してきている。 そこで、このリーフレット作成のための経費を要望する。	
(16) 扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内リーフレット	
<要望要旨>	
平成16年4月から「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が施行され、子の養育費など扶養義務等に係る定期金給付請求権についての強制執行手続において、給料など弁済期の到来していない継続的給付に係る債権を差し押えることができることとなった。また、平成17年4月から改正民事執行法が施行され、養育費等に係る金銭債権について間接強制の方法による強制執行が可能となった。 養育費等の定期金給付請求権の強制執行制度については社会的関心が高いが、これらの債務名義を得た当事者は、強制執行手続に精通しない本人が多いため、制度の具体的な利用方法について分かりやすく説明する必要がある。その際、制度を簡明に説明したリーフレットを利用希望者に交付し、それに基づいて説明することによって、当事者の手続に関する理解を容易にすることができるとともに、説明する職員にとっても事務の効率化を図ることができる。 そこで、各家庭裁判所にリーフレットを備え置く必要性があり、そのための経費を要望する。	

(17) 年金分割リーフレット

<要望要旨>

平成19年4月1日から、夫婦が離婚等をした場合において、厚生年金保険等の公的年金の分割を可能とする制度が導入され、平成27年10月1日からは、被用者の年金制度を厚生年金に統一する改正厚生年金保険法が施行された。同制度においては、年金の分割割合は、原則として当事者の協議により定められるが、当事者の協議が調わないときなどには、家庭裁判所が、当事者からの申立てにより、審判又は離婚訴訟等の附帯処分として分割割合を定めることができるほか、離婚調停においても取り扱うことができるため家庭裁判所で取り扱う事件数は相当数に及んでいる。しかし、同制度は、一般の当事者には非常に分かりにくいものであるため、家庭裁判所においては、当事者から年金分割の制度や手続についての説明を求められる機会が多い。

そこで、当事者の理解を容易にし、説明する職員の事務の効率化を図るとともに、手続の利用者及びその可能性のある者に対して交付するために、年金分割の制度の概要、申立ての方法及び手続、分割審判等があった後の標準報酬改定請求の手続等を記載した本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことは必要不可欠であり、そのための経費を要望する。

(18) 児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内リーフレット

<要望要旨>

近年、児童虐待に関する事件が増加し、社会的関心が高まると同時に、そのための対策が社会的に喫緊の課題となっており、平成29年6月には、児童虐待案件に裁判所が関与する手続を新たに設けるなどした児童福祉法等の改正法も成立したところである。

家庭裁判所における児童虐待に関する手続としては、改正法によって設けられた手続のほかにも、従前から、児童福祉法28条事件（児童福祉施設入所等措置等承認審判）に関する手続があるが、これ以外にも、親権停止の審判を始め、親権喪失審判、親権者変更、養子縁組等の手続が児童虐待を防止するための方法の一つとして活用できるということが関係機関及び社会一般に十分認知されているとはいえず、児童虐待事案に係る家庭裁判所の手続を説明したリーフレットを関係機関及び一般人に配布して広く周知する必要がある。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要望する。

(19) 面会交流リーフレット <要望要旨> 少子化や権利意識の高揚を背景に、家事調停事件においては、離婚後又は別居後の非監護親と子との面会交流をめぐる争いが激しさを増しており、こうした争いが原因で調停での合意が困難となる事案が増加している。また、改正民法766条（平成24年4月施行）では、離婚に際し、子の利益を考慮して面会交流について定めることが明記された。 こうした法の趣旨に則り、子の福祉を損なわず円滑な面会交流を実現するためには、父母の双方に対して、争いに子を巻き込まないための心構えや、面会交流を実施する際の留意事項等について共通の認識を持たせることが不可欠である。全国の家庭裁判所でどの当事者に対しても必要かつ十分な内容を解説するためには、標準的なリーフレットを作成し、全国で統一した運用を図る必要がある。 このような標準的なリーフレットを利用して分かりやすく説明することにより、調停委員会や家裁調査官等は、調停での合意に向けた適切な働き掛けを当事者に行うことができるようになる。調停内での口頭説明にとどまらず、視覚的な情報として当事者に伝えていくことによって理解を深めさせることができる上に、当事者がいつでも繰り返し読み返すことができるため、内容が浸透しやすくなることが期待される。その結果、面会交流の方法等に関する誤解に基づく当事者間の無用な争いが減少し、少ない調停回数で子の利益を考慮した解決に至ることが期待される。また、面会交流に関する合意事項について任意の履行を望めるというメリットもある。 そこで、このリーフレットを作成するための経費を要望する。	明 細 書 頁
--	--------------------

(20) 離婚と子の福祉に関するリーフレット <要望要旨> 民法766条が改正され、協議離婚に際して面会交流や子の監護費用の分担について子の利益を最も優先して考慮して定めるべき旨が明記され、同時に、その協議が調わないとき又は協議ができないときは、家庭裁判所がこれらの事項を定めるべきものとされた（平成24年4月施行）。また、平成25年1月に施行された家事事件手続法においても、子の福祉への一層の配慮が求められている。これらの法改正を受けて、子どもを持つ夫婦の離婚調停事件において、家庭裁判所が面会交流や養育費についても併せて紛争解決能力を発揮し子の福祉を実現していくことが、従前以上に期待されている。 これらの状況を踏まえ、離婚に向けた話し合いを進める上で当事者が子どものために配慮すべき事項、面会交流や養育費の考え方や取決めの必要性等を説明するリーフレットを作成し、申立て前の手続説明時に交付するほか、子どものある夫婦（申立人及び相手方の双方）に対して、申立て後の早期段階で郵送等により交付することによって、円滑な調停進行及び民法改正の趣旨に則った紛争解決を目指すことが必要である。リーフレットがあることによって、①子への配慮につき事前の周知ができる、②当事者が手元に置いて読み返すことができるため、内容が浸透しやすく、かつ期日においては感情的になりがちな当事者も、期日外に読み返すことで冷静に説明を受け止めることができる等の効果が期待できる。これらは調停委員会などによる説明をもって代替できるものではない。また、離婚紛争における子への配慮にポイントを絞ったものは本リーフレットのみであることから、作成する必要性は高い。 そこで、本リーフレット作成のための経費を要望する。	明 細 書 頁

(21) 少年審判リーフレット <要望要旨> 犯罪被害者等基本法18条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、平成28年4月から平成32年度末までを計画期間として策定された第3次犯罪被害者等基本計画では、「少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底」及び「少年審判の傍聴制度の周知徹底」が施策として取り上げられている。 犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。 審判傍聴制度等の被害者配慮制度の理解及び利用を容易にするためには、前提となる少年審判の一般的な流れや各手続の情報を被害者等に提供することが必要不可欠であることから、それらを簡明に説明したリーフレットを、別途作成する少年犯罪被害者用リーフレットとともに、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。また、一般の利用者等に対して少年審判手続の説明や広報活動を行う際に提供する資料としても必要なものである。 よって、本リーフレット作成のための経費を要望する。	明 細 書 頁

(22) 補導委託先開拓用パンフレット	明 細
<要望要旨>	書 頁
補導委託は、家庭裁判所が、少年審判手続の中で、非行があった少年を個人経営者や民間の団体等に預け、その指導のもとでの様子を観察した上で、少年の最終的な処分を決めるための制度である。補導委託制度の特長を十分にいかすためには、個々の少年の特性に応じた補導委託先を選定することが必要であり、利用できる委託先の種別、形態が多様であれば、それだけ適合する少年の幅も広がることから、家庭裁判所においては、多様な委託先を確保しておくことが望まれる。しかし、近年、非行少年と生活を共にしながら更生を援助しようとする民間の篤志家が得難くなっている実情がある。新しい補導委託先の開拓に向けて、家庭裁判所はより積極的な取組を行う必要があり、そうした活動を一層効果的に行うために、本パンフレットを作成し、新規の補導委託先の候補者に交付するほか、各種の団体に協力を求めたりする際、補導委託制度を分かりやすく説明する資料として配布する必要がある。 そこで、本パンフレット作成のための経費を要望する。	

(23) 後見人のための後見事務の手引 <要望要旨> 成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや、高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後も更なる後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。 成年後見制度の利用者増加に伴い、制度に関する専門知識を持たない親族が本人の成年後見人として選任される件数も相当数存在するが、成年後見人は本人の財産上の法律行為に関する包括的な代理権を有するなど大きな権限を持っているため、専門知識を持たない親族を成年後見人に選任する際には、親族が申立てを考えている段階から申立手続にかけて、成年後見人の職務と責任を十分に理解させる必要がある。また、成年後見人に選任された後においても、不明な点があるときにはすぐに参照できる手引を座右に置いて後見事務を適正に遂行してもらう必要がある。 さらに、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、これまで以上に市民後見人の活用が進むと考えられるが、市民後見人にも成年後見人の職務と責任を正確に理解してもらう必要がある。 そこで、この手引を作成するための経費を要望する。	明 細 書 頁
--	-----------------------------

(24) 診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引 ＜要望要旨＞ 成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後、後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。 後見等開始事件の申立てに当たっては、原則として医師の診断書が必要とされており、また、後見及び保佐の開始に関しては、原則として鑑定を行う必要がある。一層の事件増加が見込まれる中、家庭裁判所が適正かつ迅速に後見等開始事件を審理するためには、従前以上に診断医及び鑑定医の確保、診断書及び鑑定書の記載事項の明確化並びに鑑定期間の短縮化に努める必要がある。 これまで成年後見の診断書・鑑定書を作成したことのない医師でも迅速かつ容易にこれらを作成できるよう、後見等開始事件の診断・鑑定に必要な事項及び各事項に関する記載の程度を明確にする資料として「診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引」を作成し、医師への周知を図る必要がある。 そこで、本手引作成のための経費を要望する。	明 細 書 頁
--	-----------------------

(25) 参与員執務資料

<要望要旨>

家庭内における人間関係の希薄化，少子化，価値観の多様化や権利意識の高揚などを反映し，複雑で解決が困難な人事訴訟事件及び家事事件が増加している。このような状況の下，人事訴訟事件等を適正に処理していくためには，人事訴訟手続及び家事審判手続に国民の健全な良識を反映させる役割を担う参与員が，その役割を十分に果たすことがますます求められており，特に，新たに選任された参与員に対しては，早期に基礎的な知識を習得させる必要がある。

そのためには，参与員制度の概要，参与員としての基本的な心構えや求められる役割，参与員が関与する手続の概要，離婚等に適用される関係法規を説明したアップ・トゥ・デートな執務資料を刊行することが必要不可欠である。

そこで，本資料作成のための経費を要望する。

<配布内訳>

1, 250部

区分	家 庭			高 等	最 高 研修所	参与員	計
	本 庁	支 部	出張所				
配布 部数	(50庁×4) 200	(203庁×2) 406	(77庁×2) 154	(8庁×3) 24	16	450	1, 250

明 細
書 頁

(26) 児童福祉法等改正関係執務資料

<要望要旨>

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が平成29年6月14日に第193回通常国会において成立し、同月21日に公布された（施行時期未定。ただし、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定である。）。

この法改正によって、児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（児童福祉法改正案33条関係）が新たな家事審判事件として創設されることに加えて、児童福祉法28条事件の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができる範囲が拡大されること（児童福祉法改正案28条関係）等、虐待を受けている児童等の保護についての司法関与の強化等の措置が講じられ、家庭裁判所の手続に大きく影響することが予想される。また、併せて、家事事件手続法も一部改正された。

そのため、家庭裁判所における審理や事件処理につき適切な運用を確保するためには、法改正の趣旨や改正法施行に伴い改定が見込まれる通達や参考資料等を掲載することにより、審理運営の指針となる執務資料を作成することが必要不可欠である。

以上により、本執務資料作成のための経費を要望する。

<配布内訳>

1, 500部

区 分	家 庭						高 等		最 高 研 修 所	計
	本 庁			支 部			本 庁	支 部		
	大規模 (東京, 大阪)	大規模 (左記 以外)	その他	大規模	中規模	小規模				
配 布 部 数	(2庁×30) 60	(7庁×20) 140	(41庁×10) 410	(2庁×10) 20	(96庁×5) 480	(105庁×2) 210	(8庁×5) 40	(6庁×2) 12	128	1,500

(27) 家事調停委員執務資料

<要望要旨>

家事調停事件を適正迅速に処理するためには、家事調停委員が最新の関係法規や調停手続を早期に確実に身に付け、高い合理的判断に基づいて、積極的に当事者の合意の形成を図っていく必要がある。

そのためには、家事調停委員の心構え、家庭に関する紛争に適用される関係法規、家事調停の具体的な進行方法等について説明した執務資料が必要不可欠である。

そこで、家事調停委員執務資料の刊行に要する経費を要望する。

<配布内訳>

2, 5 0 0 部

区分	家 庭			高 等		最 高 研修所	調停 委員	計
	本 庁	支 部	出張所	本 庁	支 部			
配布 部数	(50庁×3) 150	(203庁×3) 609	(77庁×2) 154	(8庁×3) 24	(6庁×3) 18	45	1, 500	2, 500

明 細

書 頁

(28) 犯罪被害等を考えさせる講習 <要望要旨> 少年の再非行防止は、国の重要施策とされており、再非行防止に向けたより実効性の高い教育・指導の実施が課題となっている。 各家庭裁判所では、被害者の立場や保護者の責任の視点を取り入れた教育・指導に種々の工夫を重ねてきており、その中で、万引き、バイク盗等の非行があった少年及びその保護者を対象に、同種非行の被害体験者の講話を中心に据え、被害の実態に直面させ自己の非行が被害者に及ぼした影響を考えさせる講習を実施している。このような講習は、少年に対しては、自らの行為の問題を痛感させ、しよく罪の意識を高めて、再非行を防止する効果をもたらすほか、保護者にとっても、犯罪被害に係る認識を新たにすることに加え、少年と保護者の間で非行について話し合う際の基盤を得るという点でも有効な措置となっており、本庁のみならず支部においても、講習会実施のニーズがある。そして、再非行防止の効果を上げるためには、必要な少年に対して、時機を逃さずに教育的な働きかけを確実に行うといった観点から、適切な講習時間と頻度を確保する必要がある。 そこで、犯罪被害等を考えさせる講習を定期的、継続的に実施するための経費を要望する。 <実施計画> 実施庁 家裁60庁（本庁50庁、支部10庁） 日 程 年12回 講 師 部外講師	明 細 書 頁
--	-----------------------

(29) 新任家事調停委員研修会

<要望要旨>

新任家事調停委員研修会は、新任の家事調停委員に対して、家事調停委員として必要な心構え及び基礎的知識の習得を目的として行うものである。

家事調停委員は、社会の多様な分野から任命されており、必ずしも家庭裁判所の手続に精通しているとは限らない。特に、新たに任命された家事調停委員に対しては、できるだけ早期に研修を行い、調停委員としての心構え、関係法規等の基礎知識、調停運営上の留意点など実際に調停を進めていく上で必要な基本的事項について十分に理解させ、調停手続に関する知識と経験の不足を補って、調停委員として合理性の高い解決を図ることができる能力を身に付けさせることが強く要請される。

また、家事調停委員は、実際の調停を経験しているうちに、調停の進行方法、相調停委員との協力関係、他の職種との連携などで、新たな疑問が生じたり、困惑を感じたりするものであり、家事調停委員として活動していくためには、それらのことを早期に解決する必要がある。よって、任命後6か月程度を経過した時点で更に研修を実施することは、新任の家事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。

そこで、本研修会の開催に要する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁		
日 程	年2回、1日		
出席者	家事調停委員	1,000人	(うち要旅費人員 600人)
	裁判所側	300人	(6人×50庁)
	係 官	100人	(2人×50庁)
	計	1,400人	

明 細

書 頁

(30) 家事調停委員研究会

<要望要旨>

家事調停委員研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち、在任期間が3年から4年程度の者を主な対象とし、家事調停事件を処理するために必要な専門的知識及び家事調停を円滑に運営するために必要な技法を習得させることを目的とする研究会である。

この研究会は、事件処理上配慮を要する事項の多い離婚事件、子の監護に関する処分事件などを中心に、これらの事件の適正かつ迅速な処理を図るために、法律学やカウンセリングなどの専門家である大学教授を招いての専門的知識や技法に関する講義、研究事項別の分科会形式の討議などの方法により行っている。

そこで、家事調停委員の執務能力の向上を図り、より円滑な調停運営を行うために、本研究会の開催に要する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 家裁50庁

日 程 1日

出席者 家事調停委員 1,100人 (うち要旅費人員 660人)

裁判所側 200人 (4人×50庁)

係 官 100人 (2人×50庁)

計 1,400人

明 細

書 頁

(31) 家事調停委員ケース研究会

<要望要旨>

家事調停委員ケース研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち、在任期間が4年を超える比較的経験の豊富な者を主な対象とし、具体的な事件を研究材料として、調停の円滑な進め方、当事者心理に配慮した面接の在り方、当事者の納得が得られる調停運営の在り方等について研究を行うものである。

この研究会では、匿名性に配慮した上で、家事調停委員が実際に取り扱ったケースを、研究員がディスカッション形式等によって検討し、実際の調停において起こり得る諸問題を処理するために必要となる、より実践的な知識、技法等を身に付けるとともに、これまで身に付けた個々の知識、技法等を総合的に活用する方法を習得する。事例研究は、実務上非常に有効な研究方法であるが、実施には高度な知識と技法が要望されるので、カウンセリングや精神医学等の専門家である大学教授を講師に招くなどの方法により実施している。

また、人事訴訟に前置される家事調停の充実が家事調停委員にとって今後の大きな課題となっている。さらに、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化等を反映して、解決の困難な事件が増加している状況であり、家事調停委員の執務能力の向上を図り、適切な調停運営を行えるようにするために本研究会は非常に有効であり、開催する意義は大きい。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁		
日 程	1日		
出席者	家事調停委員	1,100人	(うち要旅費人員 660人)
	裁判所側	100人	(2人×50庁)
	係 官	100人	(2人×50庁)
	計	1,300人	

明 細
書 頁

(32) 犯罪被害者等施策のための研究会

<要望要旨>

平成17年4月施行の犯罪被害者等基本法は、国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的としており、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法19条）。

また、平成20年6月には、一定の重大事件について被害者等による少年審判の傍聴等を内容とする少年法改正が行われ、同年12月15日から施行されており、被害者配慮制度の定着とともに、職員が犯罪被害者等に対応する機会が更に増加している。

そこで、被害者等の抱える多様な問題を知り、被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようにするために、職員研修を実施することが不可欠であるから、そのための経費を要望する。

<開催計画>

会 期	1 日	
開 催 地	高裁（8 庁）	
講 師	被害者保護問題の専門家（大学教授等）	8 人
	被害者保護問題の専門家（被害者団体等）	8 人
受 講 者	裁判官	5 0 人
	（要職員旅費人員 4 2 人 家裁裁判官）	
	家裁調査官	5 0 人
	（要職員旅費人員 4 2 人 家裁調査官）	
	その他職員（書記官又は事務官）	5 0 人
	（要職員旅費人員 4 2 人 家裁その他職員）	

明 細

書 頁

(33) 後見関係事件事務打合せ

<要望要旨>

成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が今後の施策の目標として掲げられているところであり、今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには、この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。

そのため、後見事件を担当する裁判官等が一同に会する場において、各庁における取組状況及び課題等について意見交換を行い、家庭裁判所においては今後の取組を、上級庁においては今後の取組支援の方策等をそれぞれ検討することが不可欠となっている。

そこで、この事務打合せの開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	最高裁
日 程	1 日
出席者	高裁裁判官 8 人（うち要旅費人員 7 人）
	高裁書記官 1 6 人（うち要旅費人員 1 4 人）
	家裁裁判官 8 人（うち要旅費人員 7 人）
	家裁書記官 1 6 人（うち要旅費人員 1 4 人）
	最高裁局課長 6 人
	最高裁事務官 6 人
	計 6 0 人

明 細

書 頁

(35) 支部家庭裁判所調査官事務の査察 <要望要旨> 昨今、子の親権などをめぐって激しく争う家事事件が増加し、また、動機の解明が困難で社会の耳目を集める少年事件が相次ぐなど、家庭裁判所で取り扱う問題は、ますます複雑かつ困難なものとなっており、特にこれらの事件において、その専門性を発揮することが期待される家裁調査官が行う事務については、一層の適正かつ迅速な運用が求められている。 首席家裁調査官は、家裁調査官の幹部職員として、年間を通じて管内の家裁調査官の一般執務及び調査事務の実情を把握し、各種の法改正などを踏まえた事務の改善を図るなどして、適正かつ迅速な事務の運用がされるよう指導監督を行う必要がある。 指導監督を適切に行うためには、日常的な電話連絡や報告書等のやりとりのみでは不十分であり、少なくとも年に一度は実際に管内各支部に赴いて、当該支部の家裁調査官と直接に面談し、執務の状況を具体的に把握し、個別に指導することが必要不可欠である。また、庁舎や執務室等の現状を視察したり、裁判官等の幹部職員とも面談したりして、当該支部全体の実情を把握し、指導監督態勢を整備することが必要である。 そこで、平成30年度の査察を行うための経費を要望する。 <実施計画> <table border="0"> <tr> <td>実施場所</td><td>各家裁支部</td></tr> <tr> <td>日 程</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td>査 察 者</td><td>首席家裁調査官（要旅費人員 1人×112庁＝112人）</td></tr> <tr> <td></td><td>次席家裁調査官（要旅費人員 1人×112庁＝112人）</td></tr> <tr> <td></td><td>計 224人</td></tr> </table>	実施場所	各家裁支部	日 程	1 日	査 察 者	首席家裁調査官（要旅費人員 1人×112庁＝112人）		次席家裁調査官（要旅費人員 1人×112庁＝112人）		計 224人	明 細 書 頁
実施場所	各家裁支部										
日 程	1 日										
査 察 者	首席家裁調査官（要旅費人員 1人×112庁＝112人）										
	次席家裁調査官（要旅費人員 1人×112庁＝112人）										
	計 224人										

(36) 首席家庭裁判所調査官協議会

<要望要旨>

ますます複雑困難化している家庭事件について、家庭裁判所の科学的機能と福祉的機能を発揮しながら適正迅速に対処していくためには、行動科学の専門家である家裁調査官の専門性及び問題解決能力の更なる向上が求められる。そのためには、全国の首席家裁調査官において、適切かつ効果的な調査方法の在り方や調査事務上考慮すべき事項について協議することが不可欠である。

特に、家事事件及び人事訴訟事件に関しては、平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえ、家事調停の一層の充実や人事訴訟事件における家裁調査官の調査事務の運用上の諸問題について、首席家裁調査官が意見交換するとともに、事件の適正迅速な処理に資するための調査の在り方について十分な協議を行う必要がある。また、世間の耳目を集めるような動機の解明が困難な少年事件において、家裁調査官の調査事務の適正さを確保する必要がある上に、比較的軽微な非行があった少年の再非行を防止するために、家裁調査官が少年及び保護者に対して行う指導、訓戒等の措置についても、より一層効果的に行う必要があることから、これらの方策等に関しても協議を行う必要がある。

そこで、各高等裁判所において首席家裁調査官協議会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	各高裁		
日 程	1 日		
出席者	首席家裁調査官	50人	(うち要旅費人員 42人)
	最高裁家庭局の局課長	8人	(うち要旅費人員 7人)
	係 官	8人	
	計	66人	

明 細

書 頁

(37) 首席家庭裁判所調査官事務打合せ

<要望要旨>

近年の社会情勢やこれを反映した家庭の有りようの変化、国民の権利意識の高揚等は、家庭事件の内容やこれを扱う家庭裁判所に対する期待と要望に大きな影響を与えている。家事事件についてみると、社会の高齢化に伴い成年後見関係事件が増加し続けているほか、少子化等の影響から子をめぐって激しく争うなど、当事者間の利害の対立が先鋭化し、内容も複雑化して解決困難なものとなっており、家庭裁判所における紛争解決の在り方についても、国民のニーズは変化してきている。平成25年1月に施行された家事事件手続法の下では、透明性の高い手続において、当事者の感情面にも配慮をしつつ、法的観点及び紛争の実情を的確に踏まえた解決を図ることが必要となっている。また、少年事件に関しては、再非行少年率が上昇傾向にある中、少年刑事司法全体の再非行防止機能に対してこれまで以上に厳しい目が向けられており、決定機関である家庭裁判所には、適切かつ妥当な処遇選択を通じて、少年に対し、自己の非行について内省を深めさせ、自立的な更生を促すことが求められている。

このような情勢の下、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家裁調査官は、管内の家庭裁判所の首席家裁調査官の事務の執行状況について調査し、当該首席家裁調査官と必要な事項について協議するほか、その事務の取扱いについて助言をするなどの調整事務を年間を通じて行っている。所在地の首席家裁調査官が調整事務を行うに当たっては、家裁調査官の調査事務等に関する重要な施策課題を十分に踏まえる必要があり、年度当初に、その対応方策等について最高裁と十分な検討を行い、各高等裁判所管内における調整事務に不均衡、不均質が生じないよう意思の統一を図っておく必要がある。また、調査方法の在り方や家裁調査官の指導育成についても法改正等を踏まえた上で全国統一の運用指針を示す必要があり、年度当初の時期に本事務打合せを開催する必要性は極めて高い。

そこで、平成30年度の本事務打合せを開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 最高裁

日 程 1日

出席者 高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官 8人 (うち要旅費人員 7人)

最高裁家庭局の局課長 5人

計 13人

明 細

書 頁

(38) 少年院における処遇ケース検討会

<要望要旨>

保護処分がその効果を上げるためには、関係機関が密接な連携を保ち、処遇の一貫性を確保することが強く要請される。そのためには、現に少年が処遇を受けている少年院に、家庭裁判所、矯正管区、少年院、少年鑑別所、保護観察所等少年の処遇に直接関与する機関の担当者が集まり、処遇困難事例等特定の具体的事例について検討を加えることが必要である。

従来、少年院において開催される少年事件の事例研究会は、各少年院において3年に1回開催され、裁判官及び家裁調査官が出席してきたが、平成22年12月、「少年矯正を考える有識者会議」において、個々の少年に関する情報交換やケースカンファレンスをこれまで以上に積極的に行うべきであると提言されたのを受け、法務省矯正局は、同研究会を処遇ケース検討会に発展的に改め、各少年院において、毎年少なくとも1回は開催することとした。

本検討会では、少年院在院者を対象とし、当該在院者の少年院入院後の処遇経過、今後の処遇方針や保護関係調整等について検討することとされており、平成27年6月から新少年院法が施行されたことを踏まえると、家庭裁判所にとっては、処遇の実情を把握し、処遇効果の検証をするのにとどまらず、決定に込めた矯正教育に対する期待を処遇に反映させる格好の機会であると考えられる。

そこで、全国の各少年院において開催される本検討会に、裁判官又は家裁調査官が出席するための経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	52少年院において開催
開催回数	各少年院において年61回
日 程	1日
出席者	裁判官 31人
	家裁調査官 30人
	計 61人

(参 考) 保護関係機関側出席者

少年院	8人
少年鑑別所	2人
矯正管区	2人
保護観察所	2人
地方更生保護委員会	2人

明 細

書 頁

(39) 新任参与員研修会

<要望要旨>

新任参与員研修会は、新たに選任された参与員に対して、参与員制度のあらまし、参与員としての心構えや求められる役割、家庭裁判所の家事審判手続、人事訴訟手続の概要等の基礎的な知識を付与するものである。

近年、社会経済情勢の急激な変動に伴う社会意識の変容や権利意識の高まり、価値観の多様化などにより、家事事件及び人事訴訟事件についても、人間関係の調整が困難な事件、価値観や財産的利害の対立が深刻な事件等が増加するなど、紛争が多様化し、複雑困難な事件が増加している。こうした状況の下、研修会の実施により、経験、年齢、職業等が区々である参与員に対し、家事審判手続、人事訴訟手続に国民の健全な良識を反映させるための基礎的な知識を早期に習得させる必要がある。

そこで、本研修会の開催に要する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁		
日程	1日		
出席者	参与員	500人	(うち要旅費人員 300人)
	裁判所側	100人	(2人×50庁)
	係官	100人	(2人×50庁)
	計	700人	

明 細

書 頁

(40) 参与員研究会

<要望要旨>

参与員研究会は、新任者以外の参与員を対象とし、家事審判事件及び人事訴訟事件を処理するために必要な知識や技法を習得させることを目的とする研究会である。

家事審判事件及び人事訴訟事件は複雑困難化する傾向にあることから、参与員が事件処理に必要な知識や技法を習得する機会を設けることは、これまで以上に重要であり、また、国民の司法参加に対する期待にも応えるものである。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 家裁50庁

日 程 年2回、1日

出席者 参与員 700人 (うち要旅費人員 420人)

裁判所側 100人 (2人×50庁)

係 官 100人 (2人×50庁)

計 900人

明 細

書 頁

(41) 家庭裁判所家事实務研究会

<要望要旨>

家庭裁判所家事实務研究会は、家事調停委員及び参与員を中心として、各職種間の連携を始めとする、手続の円滑な運営に関する諸問題を研究、検討するものである。

家事調停委員及び参与員は、多様な分野の民間人から選ばれている非常勤職員であり、事件処理上生ずる諸問題に関して、的確に問題点を把握した上で、他職種（裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等）と連携して適切に対応することに、必ずしも習熟しているわけではない。

家庭裁判所は、家庭内の紛争を取り扱う、国民に最も身近な裁判所であり、専門的知識を持たない当事者本人が自ら手続を行うことが多い。また、事件の受付、審判手続、調停手続、訴訟手続等において、職員が直接当事者本人と対応する機会も多い。家事事件及び人事訴訟事件の紛争自体も、社会経済情勢の大きな変動や価値観の多様化を背景に、その内容は様々であり、複雑困難なものが増加している。このような状況の下で、事件処理上においてはもちろん、当事者対応や職員間の連携等、執務全般においても、対応に困難を感じたり、工夫が必要なことも少なくない。

家事調停委員研究会、家事調停委員ケース研究会、参与員研究会等では、家事調停委員及び参与員がそれぞれ事件処理に必要な知識や技法を習得し、それを活用するための研究、検討を行うこととなる。他方、この研究会では、比較的経験が豊富であり、指導的な立場にある家事調停委員及び参与員が、共に他職種との連携等の手続運営について研究、検討を行うことに特色がある。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 家裁50庁

日 程 1日

出席者	家事調停委員	600人	(うち要旅費人員 360人)
	参 与 員	400人	(うち要旅費人員 240人)
	裁 判 所 側	410人	(3人×50庁, 1人×260庁)
	係 官	100人	(2人×50庁)
	計	1,510人	

明 細
書 頁

(42) 家庭裁判所委員会	明 細
<要望要旨>	書 頁
家庭裁判所委員会は、家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁判所規則第10号）に基づいて、家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的として各家庭裁判所に設置されている。	
家庭裁判所委員会は、委員として、教育関係者、福祉関係者、大学教授等の学識経験者から広くその人材を集めて多様な委員構成とし、国民の視点に立った家庭裁判所の運営や在り方について自由な意見交換を行う機関として、家庭裁判所の運営改善にとって大きな役割を果たしている。	
そこで、本委員会の開催に要する経費を要望する。	
<開催計画>	
開催場所 各家裁	
日 程 1日、年3回	
出席者 委員長 1人	
委 員 12人 (うち要手当人員 8人)	
計 13人	

(43) 家事関係機関との連絡協議会

<要望要旨>

家庭事件の処理に当たっては、かねてから家庭裁判所と福祉関係機関との間の密接な連携を図るための連絡協議会を開催してきたところである。

平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえて円滑な運用を図るためには、家事事件の申立てに関わる弁護士会や地方自治体の相談窓口等の機関と、運用上の留意点等について継続的に協議を行うことが必要である。

また、成年後見制度に関しては、高齢化社会を背景に申立て件数が増加しており、それに伴って専門性や倫理意識が高い第三者の専門職を後見人として選任する事件が増加している。今後、更なる事件数の増加が見込まれることに加え、平成28年度には、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたこともあり、成年後見制度の運用に当たり、行政機関や社会福祉協議会、更に専門職後見人の給源団体との間で実務上の問題点について協議する必要がますます高まっている。

さらに、保護者等の虐待により児童が死に至る児童虐待事件が相次いで発生しており、社会的関心が高まると同時に、これを防止するための対策が社会的に喫緊の課題となっている。このような社会状況等を背景に、児童虐待等の問題に適切に対応することを目的として、民法等の一部を改正する法律が成立し、平成24年4月から親権の停止制度が創設されたが、その運用に当たって家庭裁判所と児童相談所、児童福祉施設等との連携をより緊密なものとする必要が生じている。

このような状況の下、福祉関係機関等と協議し、連携を円滑かつ緊密なものとしていく必要があり、家事関係機関との連絡協議会を開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地	各家裁		
会 期	1 日		
出席者	児 童 相 談 所	2 5 0 人	(5 人 × 5 0 庁)
	福 祉 事 務 所	4 0 0 人	(8 人 × 5 0 庁)
	都 道 府 県 等	2 5 0 人	(5 人 × 5 0 庁)
	その他の関係機関	1 5 0 人	(3 人 × 5 0 庁)
	計	1, 0 5 0 人	

明 細
書 頁

(44) 少年関係機関との連絡協議会

<要望要旨>

少年審判の適正な運営のためには、家庭裁判所と関係諸機関との緊密な連携が必要である。そのため、家庭裁判所においては、少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所等の少年保護関係機関、教育関係機関及び警察関係機関との間で、それぞれの機関の事務処理態勢について相互に理解を深めるとともに、少年事件の取扱上連絡調整を要する事項について協議し、連携上の課題を解決するための連絡協議会を各家庭裁判所が主催して開催する必要がある。平成27年6月に施行された新少年院法や少年鑑別所法の運用状況を踏まえて、一層の円滑な連携のために協議することが不可欠である。

そこで、この連絡協議会を開催する経費を要望する。

<開催計画>

開催場所 家裁50庁

日 程 1日

出席者	少年鑑別所	52人	(1人 ×	52庁)
	少年院	52人	(1人 ×	52庁)
	保護観察所	50人	(1人 ×	50庁)
	児童相談所	209人	(1人 ×	209庁)
	児童自立支援施設	58人	(1人 ×	58庁)
	中学校	2,200人	(1人 ×	2,200校)
	高等学校	1,100人	(1人 ×	1,100校)
	市町村の警察署	1,166人	(1人 ×	1,166署)
	都道府県の警察本部	100人	(2人 ×	50庁)
	計	4,987人		

明 細

書 頁

(45) 調査室用映像、音響機器 <要望要旨> 近年、子の監護をめぐる調停、審判事件（離婚における子の奪い合い、子の引渡し、親権者変更、面会交流等）が増加している。この種の事件では、改正民法766条や家事事件手続法65条において子の利益を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に応じて子の意思を考慮しなければならない旨定められている。子の利益に配慮した解決を図るために、親子関係について家裁調査官が調査を行い、子の意思を把握したり、親権者としての適格性や面会交流実施の妥当性等について検討したり、その調査に基づいて面会交流の試行を実施するなどして当事者間の調整を図ったりすることが多い。親権者の指定等に関する調査が必要な人事訴訟事件も高水準を維持しているところ、この場合も、同様の調査が必要な場合が多い。 これらの事件の対象となる子は、幼少である場合が多いことから、緊張しやすく、言語表現も未熟であり、言語的なやりとりが中心の面接による調査だけでは、親子の親和性の程度や子の意思等を的確に把握することが難しいため、親子の交流場面の観察による調査が必要になる。このような調査では、親子の自然な振る舞い、子の表情及び仕草など非言語的な表現を別室からカメラで観察するとともに、録画して見直すなど、映像、音響機器を活用した調査を行うことで、親子関係や子の意思をよりの確に分析し、評価することができる。 そして、平成29年6月には、児童福祉法が司法関与が強化される内容に改正され、児童虐待に関する事件においても、従前以上に家裁調査官の的確な調査が求められることが見込まれる。しかも、社会における面会交流への関心がこれまでになく高まっており、面会交流をめぐる事件の増加が一層見込まれるとともに、子の福祉に配慮した紛争解決に向けた調査の質に対する社会の期待も非常に大きくなっている。このような状況においては、前記の映像、音響機器を用いた精密な調査が今まで以上に求められている。しかし、現状は、庁によって映像、音響機器の整備が区々となっており、全国で均質の司法サービスを提供できない状況となっていることから、このような調査を可能にする態勢の整備が喫緊の課題となっている。 したがって、こうした必要性に対応するため、調査で使用する映像、音響機器（観察及び記録を可能とするドーム型カメラ、集音マイク等）を全国の家庭裁判所及び大規模支部に整備するための経費を要望する。 <整備内訳> 29庁（家裁本庁及び支部）に整備する。	明 細 書 頁
---	-----------------------

(46) 知能テスト、心理テスト器具 ＜要望要旨＞ 家裁調査官の行う事実の調査は、心理学等の専門的知識を活用して行われるものであり、事件関係人の資質、人格、人間関係等を踏まえて、事例を総合的に理解するための補助手段として、知能テスト及び心理テストが多く用いられている。離婚の訴え等における附帯処分の事実の調査においても、知能テスト及び心理テスト器具が活用されることがある。 これらの器具は、時代に応じて変化していくものであるが、①知能検査用具の一つとして用いられる「WISC-IV（ウィスク・フォー）」は、子どもの知的発達の様相を複数の指標に基づき多面的に把握することが可能な検査であるため、少年事件と家事事件の双方で必要とされている。また、②親子関係の検査用具の一つとして用いられる「FDＴ親子関係診断検査」は、親子関係を情緒的側面から把握することができ、子どもの行動の背景の理解に役立つことから、少年事件と家事事件の双方で活用することができる。さらに、③箱庭療法用具は、児童から思春期の少年に対する適用性が高く、心の状態変化を視覚的に観察することができるため、少年事件と家事事件の双方で活用されている。 そこで、これらの検査を適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、各種検査器具の購入経費を要望する。 ＜整備内訳＞ 13庁（家裁本庁及び支部）に整備する。 (47) 心理テスト図版 ＜要望要旨＞ 家裁調査官は、必要に応じ、事件関係人の性格や資質等を検査するために調査において心理テストを行う。事件関係人が気付いていない性格や資質等を評価する際に不可欠なのが投映法と呼ばれる手法であり、ロールシャッハテストやTATなどが代表的な心理テストである。これらの心理テストで正確な解釈をするためには、世界的に統一された心理テスト図版を用いなければならない。 そこで、心理テストを適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、心理テスト図版の購入経費を要望する。 ＜整備内訳＞ 25庁（家裁本庁及び支部）に整備する。	明 細 書 頁
---	-----------------------

(48) 仮設児童室用セット <要望趣旨> 近年、子の監護をめぐる調停、審判事件（離婚における子の奪い合い、子の引渡し、親権者変更、面会交流等）が増加しており、親権者の指定等に関する調査が必要な人事訴訟事件も高水準を維持している。このような事件においては、子の福祉にかなった紛争の解決に向けて、家裁調査官が、子に面接して気持ちを聴取したり、親子での時間を過ごさせてその関係を観察したり、面会交流を試行的に実施して実施上の留意点を把握したりする家裁調査官による子の調査が必要となる。そして、このような調査を適切に実施するために、幼少の子が裁判所という場でも緊張することなくリラックスして過ごし、日常どおりの振る舞いができるよう、調査を行う場所は、子にとって安心できる部屋であり、温かみのある備品等を備えておく必要がある。そして、通常は、そのような部屋として、裁判所内の児童室を利用しているものであるが、児童室に相当する部屋を有しない庁は、代替的に調停室や会議室等を用いざるを得ない状況にある。このような部屋は、殺風景な上に、安全への配慮から子の行動を制限せざるを得ず、子にとって緊張しやすい状況となりやすく、適切な調査に支障が生じるおそれがある。 さらに、社会における面会交流への関心が強まっている状況や全国に均質な司法サービスを提供する必要性を踏まえると、子の福祉に配慮した解決に向けた精密な調査に対する要請は、これまでになく非常に高いものとなっているところであり、児童室が整備されていない家事事件を扱う全ての庁に対して、より安全かつ温かみのある雰囲気での子の調査を行うための設備（幼児用テーブル、幼児用椅子、子ども用のおもちゃ、プレイマット）を整備するための経費を要望する。 <整備内訳> 全国の家庭裁判所本庁、支部及び出張所のうち、児童室が整備されておらず、かつ仮設児童室用セットが整備されていない227庁に整備する。	明 細 書 頁
---	-----------------------

(49) コピーボード <要望要旨> 家事事件手続法下の調停運営においては、手続の透明性・公平性の確保や、当事者の主体的紛争解決意欲の向上が求められている。具体的には、調停を更に充実したものとするために、当事者間で何が争点となっているか、調停がどの段階まで進んでおり、合意点や対立点を明確化し、今後どのようなことを検討する必要があるかなどを、調停委員会内部だけでなく、当事者双方との間でも認識を共有しつつ調停を進めていく必要がある。 そこで、調停期日において、当事者双方から聴取した内容を踏まえて争点を視覚化し、これを当事者双方に示すことができれば、手続の透明性・公平性の確保につながるとともに、その期日における到達点や次回期日までの課題等がより明確になることで、当事者が主体的に問題に取り組むことができるようになり、充実した調停につながると考える。 コピーボードは、ホワイトボードに記載された内容をプリントアウトすることができ、当事者に配布するなどして当該期日での話合いの到達点の共有を円滑に進めたり、次回期日において前上期日までの到達点や今後の課題等を確認するためのツールとして活用することが可能であり、上記に記載した今後の更なる調停充実のために必要性が高い。 そこで、各庁にコピーボードを整備するための経費を要望する。 <整備内訳> 本庁５０庁×２台、支部２０３庁×１台 計３０３台	明 細 書 頁
---	-----------------------------

(50) 当事者呼出設備機器 <要望要旨> 家事調停期日において、担当事件の当事者を調停室に入室させるに当たっては、主に調停委員が待合室から調停室まで案内している。調停は、各当事者から個別に事情聴取等を行うのが通常であるため、各当事者の入退室は、1回の期日につき複数回行われているが、調停委員が待合室に迎えに行っても当事者が不在であったり、DV等への配慮により待合室を別階にしていることがあるため、当事者を調停室に入室させるのに相当程度の時間を要している。このような時間を短縮することができれば、当事者からの事情聴取や調整により多くの時間を充てることができ、ひいては、充実した調停につながると考える。 また、待合室には、他の事件の当事者も複数おり、調停委員が担当事件の当事者に声を掛ける際には当事者のプライバシーに配慮した呼び掛けが必要であるが、調停委員が当事者に直接声を掛けずに当事者を調停室に入室させることができれば、より当事者のプライバシーに配慮した調停運営が可能となり、調停制度に対する当事者の信頼性の向上につながると考える。 そこで、調停委員が調停室から担当事件の当事者を呼び出すシステムを整備することが必要であり、そのための経費を要望する。 <整備内訳> 東京9、大阪6、横浜4、さいたま・名古屋・仙台各3、千葉・京都・神戸・広島・岡山・福岡・札幌・高松各2、その他庁（36庁）各1（いずれも本庁） 計80式	明 細 書 頁
---	-----------------------

(5) 講習用DVDビデオ <要望要旨> 家庭裁判所では、交通関係事件を起こした少年とその保護者に対し、交通法規・危険予知及び保護者の監督責任等について教育・指導し、少年が再び交通違反や交通事故を起こさないようにさせるため、交通講習（交通違反講習，交通事故講習）を行っている。家庭裁判所における交通講習は、事件を前提として、少年に処分を言い渡す前に実施されるため、強い心理的規制のもとで行われることにより高い教育効果を発揮するという意味で行政講習にはない特色を持っている。これらの講習において高い効果を上げるためには、単に言葉で説明するだけでなく、視聴覚教材を用いて視覚や心情に訴えることが不可欠かつ重要である。 そこで、交通講習用DVDビデオを導入するための経費を要望する。 <整備内訳> 26庁（家裁本庁及び支部）に整備する。	明 細 書 頁
---	-----------------------

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)				25,155 (23,416)	
				3,258 (826)	
	家庭事件担当裁判官等協議 会 (少年関係)		(52,016)	633 (364)	
	局課長	7人	49,234	345 (364)	
	事務官	7人	41,132	288 (0)	
	家庭事件担当裁判官等協議 会 (家事関係)			1,553 (0)	
	局課長	14人	49,234	689 (0)	
	事務官	21人	41,132	864 (0)	
	高裁別後見関係事件事務打 合せ			633 (0)	
	局課長	7人	49,234	345 (0)	
	事務官	7人	41,132	288 (0)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
庁費 (印刷製本費) (会議費)	少年院の運営改善等に伴う少年院視察		(48,631)	168 (177)	
	局課長	2人	45,837	92 (97)	
			(40,163)		
	事務官	2人	38,169	76 (80)	
	調停運営協議会 (高裁別)		(52,016)	271 (285)	
	局課長	3人	49,234	148 (156)	
			(43,114)		
	事務官	3人	41,132	123 (129)	
				101 (97)	
			(22,680)		
	家事調停委員推薦依頼用パンフレット	4,000部	23,760	95 (91)	
	家庭規則制定諮問委員会	17人 3回	108.9	6 (6)	

明 細
書 頁

経費積算内訳						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
裁判資料整備費 (消耗品費)				21,796 (22,493)		
				18,654 (18,592)		
	科学調査用図書整備費	162庁	16,562	2,683 (2,683)		
	家庭裁判所事務室用図書	330庁	13,211	4,360 (4,360)		
		(41庁)	(187,818)			
	市街地戸別地図 (調査用)	40庁	193,195	7,728 (7,701)		
			(42,694)			
	地価評価用図書	50庁	43,394	2,170 (2,135)		
	家事調停委員用備付図書	253庁	6,772	1,713 (1,713)		
				3,142 (3,901)		
(印刷製本費)						
	後見及び後見監督の事務 手続案内リーフレット	(121,390部) 132,960部	(2.160) 1.339	178 (262)		
	家庭裁判所パンフレット (利用案内用)	(31,655部) 26,835部	(14.040) 11.880	319 (444)		
	家庭裁判所リーフレット (利用案内用)	(192,050部) 171,530部	(2.160) 1.728	296 (415)		

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
	人事訴訟手続説明用リーフレット	(54,680部) 46,120部	(2.808) 2.700	125 (154)	
	扶養義務等に係る定期金 給付請求権の強制執行手 続案内リーフレット	(13,920部) 12,210部	(6.480) 8.640	105 (90)	
	年金分割リーフレット	(21,580部) 11,140部	(5.400) 6.480	72 (117)	
	児童虐待に関する家庭裁 判所の手続案内リーフレ ット	(52,000部) 38,500部	4.320	166 (225)	
	面会交流リーフレット	(29,985部) 27,590部	(5.400) 4.320	119 (162)	
	離婚と子の福祉に関する リーフレット	(25,865部) 30,810部	(2.916) 5.400	166 (75)	
	少年審判リーフレット	(43,090部) 38,690部	(3.456) 2.268	88 (149)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
	補導委託先開拓用パンフレット	(1,900部) 2,955部	(37.800) 57.488	170 (72)	
	後見人のための後見事務の手引	(121,330部) 39,500部	(7.560) 7.031	278 (917)	
	診断書・鑑定書(成年後見用)作成の手引	(5,960部) 4,000部	(52.376) 23.740	95 (312)	
	参与員執務資料	(1,300部) 1,250部	(124.200) 104.760	131 (161)	
	児童福祉法等改正関係執務資料	1,500部	384.667	577 (0)	
	家事調停委員執務資料	2,500部	(138.240) 102.600	257 (346)	
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害等を考えさせる講習	60庁 1人 2時間 12回	5,100	259,423 (60,104) 8,924 (8,529) 7,344 (7,344)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
職員旅費 (内国旅費)	新任家事調停委員研修会 大学教授	50庁 2時間	7,900	790 (790)	
	家事調停委員研究会 大学教授	50庁 1時間	7,900	395 (0)	
	家事調停委員ケース研究会 大学教授	50庁 1時間	7,900	395 (395)	
				17,906 (6,852)	
	家庭事件担当裁判官等協 議会 (少年関係)		(29,299)	2,757 (1,231)	
	家裁裁判官	42人	26,299	1,105 (1,231)	
	家裁調査官	42人	19,663	826 (0)	
	家裁書記官	42人	19,663	826 (0)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
	犯罪被害者等施策のための研究会			2,757 (0)	
	家裁裁判官	42人	26,299	1,105 (0)	
	家裁調査官	42人	19,663	826 (0)	
	家裁書記官又は事務官	42人	19,663	826 (0)	
	家庭事件担当裁判官等協議会 (家事関係)			2,757 (0)	
	家裁裁判官	42人	26,299	1,105 (0)	
	家裁調査官	42人	19,663	826 (0)	
	家裁書記官	42人	19,663	826 (0)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
	後見関係事件事務打合せ			1,854 (0)	
	高裁裁判官	7人	49,814	349 (0)	
	高裁書記官	14人	43,943	615 (0)	
	家裁裁判官	7人	46,366	325 (0)	
	家裁書記官	14人	40,387	565 (0)	
	高裁別後見関係事件事務打合せ			2,953 (0)	
	家裁裁判官	42人	26,299	1,105 (0)	
	家裁書記官	84人	22,001	1,848 (0)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
	家庭裁判所調査官事務の事務 査察		(23,875)	1,788 (2,006)	
	首席家裁調査官	42人	21,275	894 (1,003)	
			(23,875)		
	次席家裁調査官	42人	21,275	894 (1,003)	
	支部家庭裁判所調査官事務の 査察		(5,190)	872 (1,162)	
	首席家裁調査官	112人	3,890	436 (581)	
			(5,190)		
	次席家裁調査官	112人	3,890	436 (581)	
	首席家庭裁判所調査官協議会 首席家裁調査官	42人	(24,601) 22,001	924 (1,033)	
	首席家庭裁判所調査官事務打 合せ		(42,790)		
	首席家裁調査官	7人	40,387	283 (300)	
	少年院における処遇ケース検 討会		(20,798)	961 (1,120)	
	裁判官	31人	17,798	552 (645)	
			(15,835)		
	家裁調査官	30人	13,635	409 (475)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
委員等旅費 (委員会出席旅費)	新任参与員研修会			25,173 (25,324)	
	参与員		(4,790)	1,901 (2,316)	
	日帰り	222人 1回	3,690	819 (1,063)	
			(16,070)		
	宿泊	78人 1回	13,870	1,082 (1,253)	
	参与員研究会			5,319 (6,482)	
	参与員		(4,790)		
	日帰り	311人 2回	3,690	2,295 (2,979)	
			(16,070)		
	宿泊	109人 2回	13,870	3,024 (3,503)	
	家庭裁判所家事实務研究会			3,802 (4,634)	
	調停委員, 参与員		(4,790)		
	日帰り	444人 1回	3,690	1,638 (2,127)	
			(16,070)		
	宿泊	156人 1回	13,870	2,164 (2,507)	
	調停運営協議会 (高裁別)		(21,863)		
	調停委員	120人 1回	19,663	2,360 (2,624)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
庁費 (会議費)	新任家事調停委員研修会				
	調停委員 (支部)		(4,790)	7,604 (9,268)	
	日帰り	444人 2回	3,690	3,277 (4,254)	
			(16,070)		
	宿泊	156人 2回	13,870	4,327 (5,014)	
	家事調停委員研究会				
	調停委員 (支部)			4,187 (0)	
	日帰り	488人 1回	3,690	1,801 (0)	
	宿泊	172人 1回	13,870	2,386 (0)	
	家庭裁判所委員会	11人 50庁 3回	108.9	1,627 (1,507) 180 (180)	
	新任参与員研修会	500人 1回	108.9	54 (54)	
	参与員研究会	700人 2回	108.9	152 (152)	
	家庭裁判所家事实務研究会	1,000人 1回	108.9	109 (109)	
	家事関係機関との連絡協議会	1,050人	108.9	114 (114)	
	少年関係機関との連絡協議会	4,987人	108.9	543 (543)	

明 細
書 頁

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
法廷等器具整備費 (備品費)	調停運営協議会 (高裁別)	160人 1回	108.9	17 (17)	
	新任家事調停委員研修会	1,000人 2回	108.9	218 (218)	
	家事調停委員研究会	1,100人 1回	108.9	120 (0)	
	家事調停委員ケース研究会	1,100人 1回	108.9	120 (120)	
	(6式)			205,793 (17,892)	
	調査室用映像, 音響機器	29式	1,545,372	44,816 (9,272)	
			(448,632)		
	知能テスト, 心理テスト器具	13組	449,172	5,839 (5,832)	
	心理テスト図版	25組	44,280	1,107 (1,107)	
	仮設児童室用セット	227組	18,899	4,290 (0)	
	コピーボード	303台	184,680	55,958 (0)	
	当事者呼出設備機器	80式	1,151,280	92,102 (0)	
	講習用DVDビデオ	26本	64,638	1,681 (1,681)	

明 細
書 頁

費 經 館 書 圖

防災・減災

建替え又は改修による耐震化・老朽化対策

図書館書架耐震整備費

<要望要旨>

書架の耐震整備は、全国の図書館に共通する問題であり、当館においても平成23年3月の東日本大震災の際、約9万冊の図書等が書架から落下、散乱した。首都直下型地震の発生が懸念される中、開架式を採用し、多数の貴重書を所蔵する当館においては、蔵書の落下により、図書館職員のみならず利用者の身体に危害を及ぼし、これらの者の避難を妨げるおそれがあるほか、図書等が破損することによる損失の程度も大きいことから、落下防止策として傾斜スライド棚の設置をするための経費を要望する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 庁費				13,182(19,992)	
(備品費)	傾斜スライド棚	一式	(14,759,010) 9,590,659	9,591(14,759)	
(雑役務費)	傾斜スライド棚設置に伴う経費	一式	(5,232,600) 3,591,216	3,591(5,233)	

明 細
書 頁

司 法 研 修 所 經 費

<u>安全・安心な社会の実現等</u> <u>社会を支える紛争解決機能の充実強化</u> 行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業 <要望要旨> 行政・労働事件を適正迅速に処理するためには、最新の裁判例の情報を適時に下級裁に提供する必要があるところ、実名等、個人が識別される情報が記載されたまま提供することは、個人情報保護の観点から相当でない。 そこで、行政・労働事件の裁判例を、仮名処理するための経費を要望する。	明 細 書 頁
---	--------------------

経費積算内訳						明細書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	行政・労働事件の裁判例 の仮名処理作業	12 月	162,162 (172,973)	1,946 (2,076)		